

申請はお早めに

令和 4 年福島県沖地震 被災者生活再建支援金支給

令和 4 年福島県沖地震により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給しています。申請期限が迫っていますので、期限までに手続きをお願いします。

■支援制度の対象となる被災世帯

- ①住宅が「全壊」「大規模半壊」した世帯
- ②住宅が「半壊」、または住宅の敷地に被害が生じ、住宅を解体した世帯
- ③住宅が「中規模半壊」した世帯

■必要書類など

- ①り災証明書
- ②住民票または、マイナンバーカード（個人番号通知カード）

③世帯主名義の預貯金通帳

- ④住居を解体した場合は、解体証明書または家屋滅失登記簿謄本
- ⑤住宅を建設・購入、補修、賃借する場合は、契約書の写し

■申請期限

〈基礎支援金〉 令和 6 年 4 月 15 日まで

〈加算支援金〉 令和 7 年 4 月 15 日まで

☎健康福祉課 福祉介護係 ☎ 582-1134

■支援金の支給額

【基礎支援金】

区分	複数世帯	単身世帯
全壊		
半壊解体	100 万円	75 万円
敷地被害解体		
大規模半壊	50 万円	37.5 万円

【加算支援金】

区分	複数世帯	単身世帯
建設・購入	200 万円	150 万円
補修	100 万円	75 万円
賃貸住宅 (公営住宅除く)	50 万円	37.5 万円

※中規模半壊は、解体しない場合は加算支援金の半額のみ支給となります。



繁忙期の農家をお手伝い

農作業技術養成講座を開催します

伊達地域農業振興協議会（伊達市・桑折町・国見町）では、繁忙期の農家（桃や柿、キュウリ）で農作業をお手伝いしていただける人の技術を養成する講座を開催します。

■対象者 養成講座終了後、農家へ農作業に行ける人

■定員 20 人程度

■募集期間 4 月 1 日（月）～ 4 月 30 日（火）

■申し込み 募集期間中に、伊達市農林業振興公社（☎ 573-2150）へ電話または FAX（☎ 573-2350）で申し込みください。

※ FAX の場合は、住所、氏名（フリガナ）、電話番号（携帯電話番号が望ましい）を記載してください。

講座日	内容
5月22日（火）	開講式、桃に関する講義と仕上げ摘果、袋掛け作業講習
6月12日（火）	キュウリに関する講義と定植作業講習
7月24日（火）	桃の収穫作業講習と共選作業見学
8月21日（火）	キュウリの収穫作業講習と共選作業見学
11月6日（火）	柿に関する講義と収穫作業講習
3月5日（火）	桃の摘果作業講習、修了式

旧伊達郡役所の夜桜をお楽しみください

春の訪れを告げる旧伊達郡役所の桜をライトアップしますので、ぜひご覧ください。

■期間

3 月 27 日（火）～ 4 月 12 日（金）予定

■時間

16:30 ～ 21:00



■諸注意

- ・旧伊達郡役所敷地内には入れません。
- ・駐車場は、旧伊達郡役所前のポケットパークをご利用ください。
- ・通行の妨げにならないようご注意ください。

☎教育文化課 生涯学習係 ☎ 582-2408

広報こおり

お知らせ版

令和 6 年

3 月 19 日

総合政策課発行

☎ 582-2111（代）

スマホに町からの
お知らせが届く

町公式 LINE



友だち追加

予約制

マイナンバーカード
休日受付

■日時 3 月 31 日（日）

9:00 ～ 12:00

■場所 役場 1 階
税務住民課窓口

■内容

- ・マイナンバーカード
申請受付、交付、更新
暗証番号変更、健康保
険証紐付けなど

★事前に下記まで

電話で予約をお願いします。

※予約がない場合は休日
受付を行いませんので
ご注意ください。

☎税務住民課

住民国保係

☎ 582-2114

■こんな人が加入できます

- (1) 国民年金第 1 号被保険者
- (2) 年間 60 日以上農業に従事している人
- (3) 20 歳から 60 歳までの人

(国民年金加入者は、65 歳まで加入可能)

閭町農業委員会事務局 ☎ 582-2126

就職・入学・転勤時期に伴い 臨時窓口を開庁します

■開庁日時・場所

3月31日(金)・4月7日(金) 9:00～12:00

■開庁窓口

役場1階 税務住民課(2番窓口)

■取り扱いできる業務

- ・住民異動届(転入・転出・転居など)
- ・住民票、戸籍関係証明書の交付
- ・印鑑登録および印鑑証明書の交付
- ・マイナンバーカード申請・交付・更新・暗証番号変更など

※マイナンバーカード関連手続きのみ予約制です。事前予約をお願いします。

※混雑状況によっては、待ち時間が長くなる場合があります。



☎税務住民課 住民国保係 ☎ 582-2114

マイナンバーカードを活用！ オンラインで転出届

マイナンバーカードを持っている人は、役場へ来庁することなく、転出の手続きをマイナポータルを通じてオンラインで行うことができます。

■利用できる人

署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードがあり、桑折町から他市区町村へ引越しする人
※本人と同一世帯員の転出手続きができます。

■必要なもの

- ・署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカード
- ・署名用電子証明書の暗証番号(英数字6～16桁)
- ・券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)
- ・マイナンバーカードに対応したスマートフォンなど

■手続きの流れ

- ①スマートフォンなどでマイナポータルにログインします▶
 - ②画面の案内に従い、必要事項(引越し日・引越す人・新しい住所など)を入力し申請を行います。
 - ③マイナポータルの申請処理状況が「完了」となっていることを確認します。
- ※申請内容不備により再度申請をお願いすることがあります。
- ④新しい住所に住み始めてから14日以内に、転入先の市区町村の窓口で転入手続きを行ってください。



戸籍証明書などの広域交付

これまで本籍地市町村でしか請求できなかった戸籍証明書などについて、本籍地市町村以外でも請求できるようになりました。

■開始日 3月1日(金)

■請求できる人 本人・配偶者・直系尊属(父母、祖父母など)・直系卑属(子、孫など)

■必要なもの

- ・来庁者の顔写真付き本人確認書類(官公庁発行のもの)
- ・請求対象者の正確な本籍・筆頭者・生年月日

■注意事項

- ・抄本(指定の方抜粋の戸籍)および戸籍の附票・身分証明書・独身証明書は取れません。
- ・郵送や代理人による申請はできません。
- ・戸籍で確認されたい内容を明らかにされてご来庁ください。
- ・戸籍の発行に時間を要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

☎税務住民課 住民国保係 ☎ 582-2114

相続登記が義務化されます

令和6年4月1日以降、相続によって不動産を取得した人は、取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。令和6年4月1日より前の相続も対象です。詳しくは、福島地方税務局のホームページをご覧ください(右記二次元コード)。

☎福島地方税務局 ☎ 534-2045



▲なくそう！所有者不明土地

令和 6 年度採用 障がい者を対象とした会計年度職員募集

勤務場所	職種	採用人数	資格・条件	勤務時間・給料など
桑折町役場	パートタイム 一般事務	1人	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人	[雇用期間] 採用決定後～令和 7 年 3 月 31 日 [勤務時間] 9:00 ～ 17:00 週 5 日 [給 料] 月給 153,458 円 [社会保険] 健康保険、厚生年金、雇用保険 ※一定の要件を満たす場合、通勤手当、超過勤務手当、期末手当等を支給します

■提出書類

(1) 履歴書（任意様式）

※障がいの状況（障がい種別・等級）や配慮事項などを可能な範囲で履歴書に記入いただくか 口頭で申し出てください。

■提出期限 **4月2日**

※郵送の場合も、4月2日必着

■提出・問い合わせ先

桑折町役場 総務課（役場 2 階）

行政係 ☎ 582-2111

〒 969-1692 桑折町大字谷地字道下 22 番地 7

■試験内容

一次試験 書類審査／二次試験 口述試験（個別面接）

※一次試験の可否および二次試験の日程などについては、本人宛に別途通知します。

■二次試験の可否発表、採用など

(1) 二次試験の結果は、本人宛に通知します。

(2) 給料は、行政職給料表に基づき支給します。

源泉徴収義務者の皆さまへ

国税庁からのお知らせ

令和 6 年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合に実施する「令和 6 年分所得税の定額減税」に関する特設サイトを国税庁ホームページに開設しました。

令和 6 年 6 月以降に、給与の支払者（源泉徴収義務者）の皆さまが行う定額減税制度の詳しい情報や Q&A などを掲載していますので、ぜひご覧ください。

なお、掲載情報は、随時最新情報に更新されます。

☎ 福島税務署 ☎ 534-3121



不法投棄は犯罪です

■不法投棄は重大な犯罪です

ごみは、定められたルールに従って適切に処理しなければなりません。しかし、町内でも、ルールを守らずに、山林・道路・空き地などへのごみの投棄やごみ収集所への不適正な排出などが散見されます。

このような行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、5年以下の懲役もしくは1千万以下の罰金または併科（法人の場合は3億円以下の罰金）に処せられる重大な犯罪です。不法投棄を発見したら、町および警察署へ通報願います。

■不法投棄を防止しよう

私有地にごみを不法投棄された場合、不法投棄を行った者が当然撤去すべきものですが、行為者が特定できない場合は、廃棄物処理法に基づき、土地の占有者や管理者が撤去しなければなりません。

不法投棄を未然に防ぐために、草刈りやごみ拾いなどを定期的に行うとともに、柵やロープなどを設置し、第三者が容易に侵入できないようにするなど、不法投棄がされにくい環境を整えることも大切です。

■事業で出たごみは業者へ依頼

事業で出たごみは、町内のごみ収集所に出すことはできません。町内のごみ収集所は、家庭から出たごみを出すためのものです。建設現場や解体現場で出た建築廃材など、事業で出たごみは、必ず処分業者に依頼して処理してください。

☎ 生活環境課 環境係 ☎ 582-2123



検察審査会とは？

検察審査会では、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた 11 人の検察審査員が、検察官が被疑者（犯罪の嫌疑を受けている者）を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）の善しあしを審査しています。

昭和 23 年に制度が始まってから、これまでに検察審査会が審査した被疑者数は延べ 18 万人以上にのぼるほか、63 万人以上の人々が検察審査員または補充員に選ばれています。審査は、犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から申立てがあったときに始めます。検察審査員や補充員に選ばれましたら、ぜひ会議に出席してください。

審査の申し立てには、費用はかかりません。検察審査会の窓口では、手続きの案内も行っています。詳しくは、ホームページまたは事務局まで問い合わせください。

☎ 福島検察審査会事務局 ☎ 534-2384



▲ HP